

被災された方に対する手数料の免除について

◆ 令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨で被災された方は、手数料の免除を受けることができます。

◆ 免除の対象となる手数料（被災した建築物の「復旧」に限る）

- ・ 建築確認申請手数料
- ・ 建築完了検査手数料
- ・ 建築中間検査手数料
- ・ 構造計算適合性審査手数料
- ・ 建築物等の仮使用認定申請手数料
- ・ 仮設興行場等建築許可申請手数料
- ・ 長期優良住宅認定等手数料
- ・ 低炭素建築物認定等手数料
- ・ 建築物省エネ認定等手数料
- ・ 開発許可申請手数料
- ・ 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
- ・ 開発登録簿の写し交付手数料

- ・ 建替え（既存建築物撤去）
- ・ 従前と同じ用途
- ・ 従前と同等の規模以下

◆ 免除の対象となる方

- ・ 「罹災証明書」または「被災証明書」に記載されている方

◆ 必要書類

- ・ 「罹災証明書」または「被災証明書」の写し
- ・ 被災した建築物の面積が分かる資料（図面、登記簿、写真等）

※ 詳細は、市町担当課や各土木事務所建築課にご確認ください。

区域	相談窓口	電話番号
能美市（小規模を除く）、川北町	南加賀土木総合事務所 建築課	0761-21-3333
かほく市、津幡町、内灘町	津幡土木事務所 建築課	076-289-4162
羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	中能登土木総合事務所 建築課	0767-52-7604
輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	奥能登土木総合事務所 建築課	0768-26-2353